

# 1 安心して生きる施策の推進

子どもが安心して生きるために、生命と健康が守られ、愛情と理解をもって育まれることを保障する各種施策を推進します。

## (1) 平和と安全な環境の下で生活すること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域
小中学校の施設の空気環境測定の実施	学校施設空気環境測定事業	毎年、小中学校の普通教室及び特別教室の化学物質の濃度測定分析を実施する。	○	
子どもの養育支援とDV被害の母及び子の保護	児童福祉施設入所措置事業	支援の必要な配偶者のない女子とその者が監護すべき子どもを、母子生活支援施設に入所させ保護するとともに、自立の促進を支援する。	○	○
	子育て支援短期利用事業	保護者の諸事情によって養育が困難になった場合の児童の養育支援とDVを受けた母及びその子の緊急保護を実施することにより、子どもの安全の確保を図る。	○	○

## (2) 自分の命がかけがえのないものとして守られ、尊重されること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域
子育て支援の充実	病児緊急預かり事業	子どもが病気になった場合等に、支援を行いたい者と育児の支援を受けたい者が会員となって相互扶助により支援を実施する。		○

## (3) 愛情と理解をもって育まれること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域
良好な保育環境の確保	市立保育園運営	多様な保護者のニーズに柔軟に対応できる良好な保育環境の整備を目指す。	○	
	私立認可保育園運営費支援事業	引き続き良好な保育環境を維持するため、必要な助成を行う。	○	
子育て情報の発信	子育てガイドブック作成事業	子どもの誕生から小学生までの期間における各種の子育て情報を掲載したガイドブックを作成し、周知を図る。		○
ひとり親家庭等の親子に対する支援	母子自立支援相談事業	ひとり親家庭の生活相談、就業相談など、自立に向けた支援を実施し、ひとり親家庭の親子への福祉の増進を図る。	○	○

子育て支援の充実	ファミリーサポートセンター事業	育児の支援を行いたい者と育児の支援を受けたい者が会員となって「ファミリーサポートセンター」を組織し、地域の子育てを支援する。		○
	地域子育て支援センター運営事業	家庭の孤立化を防ぎ、子育てに関する不安感や負担の軽減を図るため、子育て中の保護者を支援し、親子の触れ合いの場と親同士の子育て情報交換の場を提供する。		○
	シルバー子育てサポート事業	子どもの遊び相手や保護者の相談に応じることで、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進するため、60歳以上の市民がボランティアとして子育て支援センターの事業を支援する。		○
	保育園一時預かり事業	子育て支援事業計画に基づき、保護者の就労形態や緊急時に対応したサービスについての検討を行ったうえ、休日保育を行う保育園を拡大し、利用要件についても緩和していく。		○

(4) 健康に配慮され、適切な医療が受けられること

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域
疾病等の予防・治療に係る支援	予防接種推進事業	予防接種を実施することにより伝染性の疾病を予防し、健康保持を図る。	○	
	エキノコックス症予防対策事業	小学3年生以上を対象に、エキノコックスの血液検査を実施することにより、早期発見、早期治療を図る。	○	
	救急医療推進事業	毎日24時間体制で夜間や休日の急病に対応するとともに、休日の歯科医院の受診体制を維持することにより、健康維持に寄与する。	○	
	子ども医療費助成事業	中学生までの医療費の一部助成をすることにより、経済的負担の軽減を図るとともに、疾病の早期受診、早期治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図る。また、小学生の通院についても助成を拡大していく。	○	
学校での健康保持	学校保健	子どもの定期健康診断や定期歯科検診等の各種検診事業を実施することにより、健康保持、増進を図る。	○	
健やかな妊娠期を過ごし、安心して出産するための知識啓発や支援	妊産婦保健推進事業	妊婦健康診査やハイリスク妊婦の把握、マタニティスクールなどの開催を通じて、妊婦の健康と胎児の発育を守るとともに、孤立した育児にならないよう支援する。		○

健全な食生活の推進	食育推進事業	食育講演会や食育懇談会の開催を通じて、食に関する知識と選択する力を習得し、子どもの心身の健康保持を図る。		○
乳幼児の心身の健康増進と異常の早期発見	乳幼児保健推進事業	母子保健推進員等による乳児家庭への全戸訪問と保健師による養育支援、乳幼児健診などの実施により、乳幼児の心身の成長発達を促し、保護者が安心して育児ができるよう支援する。	○	○
ひとり親家庭等の親子に対する支援	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の親子に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の児童やその母・父が安心して暮らすとともに、健康の増進を図る。	○	○
	ひとり親家庭支援事業	一時的に生活援助が必要となるひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣し、親子の生活の安定を図る。	○	○

(5) 差別、暴力、いじめ及び不当な不利益を受けないこと

施策の項目	事務事業名	取り組み	児童	保護者・地域
デートDV防止の啓発	男女共同参画推進事業	若年層における交際相手からの暴力（デートDV）の防止を目的としてパネル展等で啓発する。	○	
いじめ等の未然防止と早期発見	心の教室相談事業	小中学校に心の教室相談員を配置し、児童生徒等の悩みや不安、ストレス等の解消を図るとともに、いじめの未然防止と早期発見を図る。	○	
適正な子どもの養育の確保と要支援児童に対する支援	家庭児童相談室運営事業	子どもの虐待、養育問題などについて専門的相談支援や指導を行うとともに、民生委員の地域での見守りや保育園・幼稚園・学校など関係機関と連携して虐待予防に向けた取り組みを推進する。	○	○